

リスク回避型社会における「安全教育」の意義について

増 田 翼

(2017年3月10日受理)

はじめに

2015(平成27)年6月4日『朝日新聞』掲載の「幼児用リード 安心?違和感?」¹⁾ およびその反響を記した同年7月8日『朝日新聞』掲載の「幼児用リード 私は思う」²⁾ は、現代日本社会を生きる我々にとって「安全」とは何か、そして「子どもの安全」をどう考えるべきかという課題について再考させられる記事であった。幼児用リード使用によって、大人が目を離した際に子どもが道路に飛び出すといった「事故の可能性を減らしたい」という想いに同感する一方で、「奴隷制度を思い出した」「可哀想」「犬の散歩みたい」といった率直な意見にも頷ける。他方で、「リードは発達障害の子どもや家族にとって命綱」といった意見も踏まえると、ますます発達し高度化する日常生活のなかで、一人ひとりの「安全」を確かなものにしていくことは容易ではないと痛感させられる。

ところで、幼児用リードという日本における一例にとどまらず、現在ではヨーロッパ・北米諸国を中心に世界各国において、子どもを取り巻く危険を大人の側が先回りして取り除こうとする、いわゆるリスク回避の傾向が強まっているようである³⁾。ここでは、イギリスのケント大学に拠点を置く「子育て文化研究センター(Center for Parenting Culture Studies)」に属する研究者らによって出版された著作の一部を紹介しておきたい。それは、リスク回避を主眼とする子育てを意味する「コットンウールキッズ」や「ヘリコプターペアレンツ」について論じるJennie Bristowの論稿である。

昨今、行き過ぎたリスク回避やミスの許されない徹底的な子育て文化に対して、表立った反応が見られる。それは、「危険を冒す」という、子どもが成長するために必要不可欠な能力を抑制してしまっているという問題(Cotton Wool Kids)、そして10代の子どもの自立を許さぬかのように彼らを監視し続ける親の問題(Helicopter Parents)に焦点を当てたものである。……これらの批判は、子どもの自立過程においてリスク回避の傾向が見られるという問題に関して、いくつか重要なポイントを浮き彫りにしている。すなわちそれは、突き詰めていくと親が抱える不安に行き着く、ということである。加えて、「過保護」を議論することが、問題の文化的側面に焦点を当てるのではなく、単に親自身を責め立てる傾向を強めてしまう、ということでもある。これでは親は、ミスのないよう徹底した子育てをすべきなのか、それともある程度突き放すような子育てをすべきなのかという「ジレンマ」に悩まされることになる⁴⁾。

Jennie Bristowの論に限らず、子育て過程においてリスク回避の傾向が顕著になりつつあるのではないか、という議論は、世界各国が抱える共通の課題のように思われる⁵⁾。果たして、子どもの成長にとって最良なのは、安全重視を最優先することなのであろうか、それとも危険を敢えて容認し子どもの自主性と冒険心を保障しながら危険回避能力を身につけさせることなのであろうか。こうした問題意識に基づきながら、本稿では、子どもにとって「安全」とは何であるか、さらには子

ども自らの安全意識を高めるための「安全教育」はどうあるべきかについて考察してみたい。とりわけ、危険を子どもから遠ざけることが当然の社会＝リスク回避型社会（risk averse society）にあって、「安全教育」のもつ意義とは何かについて議論をまとめていくことを目的としたい。

論の進め方としては、まず第1章で、「安全教育」とは何であり、なぜ必要なのかについて「学校安全」に触れながら押さえていく。さらに学校教育機関だけでなく、家庭の「安全教育」に関する諸課題についても確認しておきたい。次に第2章では、危険回避能力を養う理想的な教育環境とはどのようなものか見たうえで、なぜ子どもを取り巻く環境から徹底して危険を取り除こうとしようのか、あるいは取り除かざるを得ないのかという「文化的側面」について理解する。以上の考察を踏まえ、リスク回避型社会における「安全教育」の意義について明らかにしていきたい⁶⁾。

I. 「安全教育」とは何か

そもそも「安全教育」という言葉自体は、労働環境を含む様々な場所で用いられており、決して学校教育機関特有のものではない。たとえば、百科事典の「安全教育」の項目には次のように書かれている。

世界大百科事典

各種の傷害、災害を未然に防ぎ、また災害時に適切に対処するのに必要な知識、技術、態度を身につけさせる教育。危険防止のための教育は、もともと生活の中でのさまざまな体験を通して、年長者から年少者へ、経験者から未経験者へと、いわば生活の知恵として教え伝えられてきた。組織的な安全教育は、まず産業革命以降、労働形態や労働環境条件の変化に伴う労働災害を防止するために、労働安全の分野で行われた⁷⁾。

ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典

安全管理とともに人々を事故およびそれによる傷害から守る活動。安全管理がうまくいっ

ても人々の周囲から危険を皆無にすることはできない。それで安全教育によって人々に安全能力つまり事故や傷害から自衛する能力を養わせる必要がある⁸⁾。

ここでは「安全教育」の歴史等⁹⁾に触れる紙幅はないため、学校教育における現行の「学校安全」の考え方および「安全教育」「安全管理」等の関係に焦点を絞りまとめていきたい。

1. 「学校安全」における 「安全教育」と「安全管理」

まず理解しておかなければならないことは、現行の「学校安全」の法的根拠が「学校保健安全法」にあるということである。この「学校保健安全法」は、旧来「学校保健法」とされていたものが2009(平成21)年4月に改められたものであるが、その第27条には次のように記されている。「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」。この文言に従い、現在の学校現場では「学校安全」に取り組んでいるのである。また、2010(平成22)年に文部科学省が作成した刊行物「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」¹⁰⁾が、現在の「学校安全」の一つの指針ともなっている。以下では、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を参照しながら、学校現場における「学校安全」について簡潔にまとめておこう。

「学校安全」の具体的内容（領域）には、「生活安全（防犯を含む）」「交通安全」「災害安全（防災を含む）」の三つが該当する。これら三つの領域の安全について、学校現場は計画を策定したうえで実施していくことになるが、その実施の際の具体的活動が、「安全教育」および「安全管理」となる。「安全教育（安全学習・安全指導）」とは、「安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにす

る」ことをねらいとする「安全学習の側面」と、「当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に提起、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成」を目指して行う「安全指導の側面」があり、「相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるもの」と定義されている。一方、「安全管理（対人管理・対物管理）」とは、「事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるもの¹¹⁾」と定義されている。

ところで、「安全教育」と「安全管理」という二つの活動は、「両者を相互補完的に進めていくことがより高い効果を生む」のであって、「学校生活における安全管理では、教師が一方的に子どもたちの生活を管理・統制するのではなく、安全指導のような教育的な働きかけを通して、よりよい状況を作り上げ¹²⁾」ようにすることが大切である。その際、「内容、対象となる場、行われる機会などが多様である」ことから、「学校の教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との密接な連携」を意識したうえで、「学校安全」に関する「組織活動を円滑に進めること¹³⁾」が重要となるのである。

さて、「学校安全」を考えるうえでは次の2点について忘れないようにしなければならない。すなわち、その2点とは、①子ども自身に危険回避能力を身につけさせること、②発達過程に応じて柔軟に「安全教育」「安全管理」の内容・方法を考えること、である。まず①については、文部科学省も強調する点であり、以下のように説明している。「学校に求められる役割として第一に挙げられるのは、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身につけさせることである¹⁴⁾」と。先に引用した事典の文章にもあったように、「事故や傷害から自衛する能力を養わせ

る」ことが、「安全教育」を行ううえではとても大切である。なぜなら、周囲の大人が常に環境を安全な状態に整備し続けることは、寿命の観点からも、物理的な制約の観点からも不可能だからである。子ども自身で安全を確保できるように、危険回避の術を身につけさせることが重要なのはいうまでもないことだろう——ところが、現在の子育てにあっては周囲の大人たちが先回りして危険を取り除いてしまう傾向にあることは冒頭でも触れた。その背景については、後述したい。

他方②については、文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」第1章「総説」第2節「心身の発達と学校安全上の問題点」において、「幼児」「小学生」「中学生」「高校生」「障害のある児童生徒等」の順でかなり詳細に述べられている。ここでは幼児に関する記述を簡潔にまとめ、本節を閉じることにしたい¹⁵⁾。

- 幼児は危険や恐怖に対し臆病であるが、危険を予測する認知能力が不足しているために、事故に遭遇することが多い
- 危険や恐怖を強調しすぎると、身動きができなくなり、かえって危険判断や危険対処能力が身に付かなくなるおそれがある
- 自分の一つの視点に中心化しやすい
- 具体的な題材を示して、潜在する危険を認知、予測できるようにすることが大切
- 子どもの成長において、些細なけがであれば、その経験を通して、環境を理解し危険に対する感受性を高めることにつながる
- 致命的な重傷を負うことになりかねない危険行為については強い指導が必要
- 日常のヒヤリハットなどの情報を共有し、安全管理の観点から環境の中の危険に対して物理的な対策を講じていく必要がある

2. 保育現場での「安全教育」と「安全管理」

周知の通り、幼稚園は学校であり、上記の「学校保健安全法」に則った「学校安全」の考え方に基づき「安全教育」「安全管理」が実施されているが、同様に未就学児が生活する保育所の場合、児童福祉施設であることからこの範疇には入らな

い。けれども、3歳未満児も共に生活する施設である保育所においては、もとより子どもの安全に関する種々の規定——「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（旧、児童福祉最低基準）」「消防法」「食品衛生法」「建築基準法」などがあり、これらに従って運営されてきた。また行政指導監査の実施や、自己評価・第三者評価の実施に伴う安全点検の徹底化や、園内事故の法的責任問題の浮上¹⁶⁾なども受け「危機管理」あるいは「リスクマネジメント」の見直しや再検討が保育界の喫緊の課題となっており、「安全教育」「安全管理」の重要性が改めて意識されるようになっている¹⁷⁾。

ところで、「安全教育」という面から見た場合、現行（2017年3月現在）の「幼稚園教育要領」および「保育所保育指針」には、それぞれ以下のような記述がある。

「幼稚園教育要領」第2章「ねらい及び内容」領域「健康」

ねらい（3）健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

内 容（10）危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する¹⁸⁾。

「保育所保育指針」第3章「保育の内容」「教育に関するねらい及び内容」領域「健康」

ねらい③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

内 容⑨ 危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

このような記述にもとづき、幼稚園・保育所・認定こども園それぞれにおいて「安全教育」的側面のねらいが立てられたり内容が考えられたりしている。他方で、〈保育の環境構成〉の考えのなかには、当然「安全管理」的側面が含まれている。『幼稚園教育要領解説』には次のようにも書かれている。「幼稚園生活が幼児にとって安全で

あるように、施設設備の安全点検に努めることはいうまでもない。その上で、幼児が園内のいろいろな場所や遊具にかかわって生み出す様々な遊びの状況を想定しながら、安全に落ち着いて遊ぶことができるように環境を工夫していくことが大切である¹⁹⁾」と。また「保育所保育指針」では、第1章「総則」のなかで、「保育の環境」として「子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること」と書かれているし、第5章「健康及び安全」のなかでも、「事故防止及び安全対策」として「保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと」といった記述が見受けられる。

さて、以上見てきたように、学校現場および保育現場においては、「安全教育」「安全管理」に関する体系的なシステムが構築されていることが了解できる。実際、こうした教育・保育活動を通じて、日本の子どもたちは安全に対する姿勢を身につけていくのである。

3. 各家庭でのしつけのなかに見られる「安全教育」

学校や園が体系的に安全を考えているのに対して、各家庭が子どもの安全についてどのように考えているのかについては、当然、一様ではないことが推察される。その実情を窺う一例として、ここではベネッセ教育研究開発センター（現、ベネッセ教育総合研究所）第4回「子育て生活基本調査（小中版）」（2011年9月）を取り上げてみたい。これは、小学1年生から中学3年生までの子どもをもつ全国7500人余りの母親から回収したデータを対象に分析結果がまとめられたものである。これによると、「現在の子育ての気がかり」は、と尋ねる38項目の設問（複数回答あり）に対して、「犯罪や事故に巻き込まれること」と回答した母親が全体の55.7%で1位を占めていたという²⁰⁾。この結果について、調査報告書の執筆者の一人である山岡テイ（1948-）は、「小・中学生が被害者となる不穏な犯罪や事故に対して、保護者

や教育関係者の危機意識が高いことを示しているのでは、とまとめている²¹⁾。この38項目の設問には、「食事のしつけ」「歯磨き・手洗いの習慣」「アレルギー」「いじめ」「お金の使い方」「学校の宿題や予習・復習」「家庭学習の習慣」など母親が気がかりだと感じそうな様々なものが用意されていたが、それでも「犯罪や事故に巻き込まれること」が1位になるということは、それだけ保護者として子どもの危険を心配しているし、裏を返せば安全を希求している、ということの表れだとも読み取れるかもしれない。

では実際に、家庭のなかではどのようにして、子どもの安全を確保することができるのだろうか。たとえば、就学前の子どもに対して安全の大切さを伝えようとする場合には、絵本などの文化財を用いるという手段もその一つとして挙げられる。「安全」をタイトルに掲げた絵本はそれほど多くはないが、寺岡邦夫・寺岡紀久子『安全のしつけ絵本 きをつけようね』（偕成社、1988年）や、最近の出版でいうと、広瀬克也『妖怪交通安全』（絵本館、2014年）などが存在している。

しかし当然のことながら、安全意識というのは、一度言葉で伝えた程度では定着せず、繰り返し伝え続けることが重要となる。そうした意味においては、家庭における繰り返しの「しつけ」を通じて、自己を監視する力、自己を抑制し統制する力を涵養していくという長い時間を要するやり方が必要となるのは間違いない。ここで、「交通安全教育の課題——家庭の躰（2）危険に対する感受性を育てる」とのテーマで論じる交通評論家、矢橋昇（1935-）の文章を引用しておこう。

子どもの安全を考えると、まず、子どもたちをどう守るかを考えるのは当然です。でも、守りながら、自分で自分を守るように育てていかなければ、教育とは言えません。……これには、ひたすら子どもを危険から遠ざけるのではなく、危険の存在に気づかせ、それが、どう危ないのかを実感させることが大切でしょう。危険を安全に体験させ、怖さを体で納得させることです。……こうした躰の機会は幾らでも得られます。火やお湯や、

刃物などをはじめ、家庭内災害の原因となりやすい風呂や階段などの身の回りの危険は、すべて絶好の教材になるはず。遊びを通じて教えられることもたくさんあるでしょう。走って転んだり、人にぶつかったりしたときや、川や池の近くに不用意に近づいて落ちそうになったりした経験も、貴重な危険体験になるはず。

矢橋も強調するところではあるが、「昔の子どもたち」は、上記のような危険を「自分たちの日常の遊びの中で体験している」たはずである。しかし、現在は様々な点で事情が異なる。こうした危険を実感させたり体験させたりするという「機会を親が用意」して、それこそ「学習の機会を与える努力」をしなければ、「危険に気づかせることが難しくなっている²²⁾」という点は、改めて確認しておく必要があるだろう。

さて、以上見てきたように、子どもの安全を確保するためには、危険を回避するための力を子ども自身が獲得し自立していくように教育する「安全教育」という観点と、子どもに襲いかかる可能性のある危険を大人の責任でもってあらかじめ管理するという「安全管理」という観点、この二つが必要不可欠であることは了解できよう。こうした点は、学校現場や保育現場のなかでは体系的に構築されているものの、各家庭となると一概にどうであるかはいえず、現実的には「安全教育」と「安全管理」、この両者のバランスを保つことが非常に難しい状況であることは想像できるだろう。

II. リスク回避型社会が見失っていること

前章では「安全教育」「安全管理」の必要性を中心に見てきたが、ここからはもう少し、子どもにとって「危険」とは何であるか、そして子ども自らが危険回避能力を獲得していくような子育て、教育とはどのようなものなのかについて、「安全教育」と「安全管理」のバランス、という点に着目しながら考えてみたい。その際、参考にしたいのが「森のようちえん」である。周知の通り、「森のようちえん（Waldkindergarten/

Forest School) 」は、北歐スカンジナビア半島にその起源があり、一般的には、1952年にデンマークのElla Flatau(1911-1991)が始めた「vandrebornehave」とするのが通説となっている²³⁾——その後、隣国ドイツで広がりを見せ、今や世界の様々な国において活動の広がりが見られる——。Sara Knightによれば、「森のようちえん」と称する活動では、おおよそ以下のような特徴が挙げられるという。

- ① 通常生活にはないような環境を用意する
- ② 合理的に安全な限り、子どもの危険な冒険を促す
- ③ 時間をかけて活動を実施する
- ④ 強風などの状況でなければ、どんな天候でも実施する
- ⑤ 「信じる」ことからすべてがはじまる
- ⑥ 遊びを基盤とした学びを大切にする
- ⑦ 活動には始まりと終わりがある
- ⑧ 養成されたスタッフが関わる²⁴⁾

本稿に直接関連するのは②のみのように映るかもしれないが、実は①から⑧のすべてにおいて、我々のリスク回避型社会において見失われているものが含まれている。まずは、「森のようちえん」における危険の捉え方について詳しく見たうえで、何が見失われているのかについての議論へと進んでいくことにしよう。

1. 危険を冒すことで生活スキルは獲得される

デンマークの「森のようちえん」についてまとめられている著作の文章によれば、危険を次のように捉えているのだという。少し長くなるが引用したい。

危険と挑戦は、生活の一部である。それというのも、我々は常に危険と背中合わせでありながら、生きるため、学ぶため、発展するために絶えず挑戦し続けているからである。デンマークの「森のようちえん」においては、危険と挑戦は重要な要素となる。教育学的に見ても、危険は、子どもの自然本性に沿っ

た発達に必要不可欠で、もし子どもたちが危険を経験することがなかったとすれば否定的な結果を招く恐れがあるとさえいえるのである。危険と挑戦は、一人ひとりの成長にとって強力な材料を提供するし、自尊心や自信をつけるための強力な手段ともなり得る。また集団で危険と挑戦を共有することで、子どもたちは他者を信頼し、リーダーシップをとったり、判断力を身につけたりするのである。危険を取り除くことは、子ども自らが日々の課題や問題に取り組む仕方を学ぶ機会を奪うことに等しい。危険を経験しそれでも挑戦していくということを通してのみ、子どもたちは自分自身や他者とどのように関わっていけばよいのかを学ぶのである²⁵⁾。

あるいは、イギリスの「森のようちえん」関係者によって編まれた本のなかには、「安全な方法のなかで危険を冒す学習によって、森のようちえんの子どもたちは、自分たちの行動に対する責任と、自分自身および他者の安全に対する責任を確実に学んでいく。こうしたことは、伝統的な教室内での授業ではほとんど教えることのできないような生活スキルなのである²⁶⁾」との文章も見られる。たしかに、教室でどれだけ具体的な教材を用意し「安全学習」「安全指導」しようとも、それは子どもにとって、いわゆる「勉強」という枠を超えるものではないのかもしれない。敢えて危険を冒すというチャレンジを通じて行動への責任を身につけるといことが、生活スキルの獲得なのだ、という考え方に学ぶべきことは多いように思われる。

2. 危険はどこまでいっても0にはならない

ほかにも、アメリカの「森のようちえん」について書かれた著作の一節「自然体験(遊び)のリスクと利益」では以下のように述べられている。

生活のすべては物騒である。我々の日々は危険に満ちているが、むしろ危険が時折強力に、積極的な力をもつことに感謝すべきなのである。危険を避けることは、子どもたちに

歩くことも走ることも自転車に乗ることも学ばせないことなのである。……危険は挑戦や失敗の可能性をもたらすが、他方で危険は進歩と成功にとって必要不可欠な部分でもある。加えて、子どもたちの生活からすべての危険を消し去ることを目指すのではなく、子どもが接するかもしれない脅威の全貌を熟考し、賢い視野で上手にマネジメントすることを目指すべきなのである²⁷⁾。

特に「すべての危険を消し去ることを目指すのではな」い、という記述を無視してはならないだろう。なぜなら、我々の現代社会は、何かと「安全」と「危険」を「二項対立的に捉え、安全を自明のこととして絶対化し、「安全とは危険がないこと」という「ゼロ・リスク」の「思考の罫から抜け出せない」という情けない欠点を持ち合わせているからである。保育現場に蔓延する「ゼロ・リスク」思考の限界に警鐘を鳴らす小笠原文孝らは次のように強調する。

われわれは「安全」と「危険」の境界を明確にして「危険のない安全な空間」を求めたがる傾向がある。その境界が曖昧なままであることは、依然として「危険が残っていること」を認めることになり、当事者の間に「不安」を惹起するからである²⁸⁾。

気づけば、本稿冒頭で引用したJennie Bristowの論にもあったように、大人の側の「不安」という問題に辿り着いたようである。「ゼロ・リスク」を実現しようとする捉え方は、結局どこまでいっても我々の生活のなかの危険をすべて取り除くことはできないという現実と直面した瞬間、破綻をきたす。それにもかかわらず、現代を生きる我々は、さらにその状態を踏み越えて「危険」をなくそうと躍起になるのである。これでは、必要のない「不安」を自分たちで増殖させ続けているだけになるのではないだろうか。

3. 危険に屈せず「信じる」ということ

余談ではあるが、参考までに、手元にある資料の一部を繕っておきたい。それは、今から数えて50年以上前になる1965(昭和40)年に、教育心理学者であった品川不二郎(1916-)によって書かれた「事故を防ぐ家庭のしつけ—安全教育における家庭のしつけ—」という論稿である。この当時、心理学では主流であった「家庭のしつけに関する一般的な類型」として「専制・放任・民主」の三型を挙げながら、「安全教育のしつけ」においても「これに似た類型が考えられる」として次のように続けている。

子どもの安全教育を願うのあまり、危険に対して嚴重な警告と制限をおき、これに絶対に近づけないようにしつける親は、いわば専制型であり、しつけ過剰型とよんでよかろう。これに反して、親が不注意であったり、子どもをほうっておくためにおこる事故も多く、そういう場合の親は放任型であり、しつけ過少型といってよかろう。しつけ過剰型の親は、危険を恐れるのあまり、子どもを保護しすぎるといって過保護的な態度となり、干渉過剰や不安過剰になる傾向がある。そこで安全という点では、たしかに行きどいていないかもしれないが、その反面、子どもの主体性や抵抗力が欠除して親の監督を離れた場合にかえって危険を防ぎえないとか、子どもらしい活動性が欠除して性格形成上望ましくないといった弊害もある²⁹⁾。

50年以上前の資料でありながら、すでに「しつけ過剰型」の親の特徴として「干渉過剰」「不安過剰」が見られ、その子どもは「親の監督を離れた場合にかえって危険を防」げないという点に触れていることが了解できる。「リスク回避」という言葉こそ用いていないが、こういった親子関係が50年以上前にも存在していたことの一つの例証としては十分であろう。こう考えると、「リスク回避」という子育て文化は、何も最近になって現れた新種のものではないのかもしれない。

しかし、50年前と比較してやはり異なる社会的背景、文化的側面にも注目すべきであろう。すなわち、ここに来て『安全』と『危険』の境界を明確にして『危険のない安全な空間』を求めたがる傾向」はさらに促進されているように思われるのである。ケント大学の社会学者Frank Furedi (1947-) は次のように述べている。

多くの親たちは、自分たちが小さかったころには考えつかなかったようなものを子どもが経験していることを知っているし、かつてに比べて多くの点で自由が失われているという認識にも至っている。……何名かの専門家たちは、「健康と安全」に対する私たちの強迫観念が行き過ぎており、その結果、子ども期が「リスク回避」の時期になってしまっていると主張するようになってきているのである。……私たちの生きる社会は、子どもの健康のために、これでもかというくらい取り越し苦労を惜しまない傾向をますます促進するばかりか、そのメッセージを親たちに内在化すべく責め立てるような文化の渦中にある。常日頃から親たちは、我が子についての不安を駆り立てられているのである³⁰⁾。

こうした状況に輪をかけて、子育て環境を変化させているのが、ICT化を含めた産業界全体の技術の進歩である。特に、以前にも述べたように³¹⁾、環境を意図的に管理したり、環境に意図的に介入したりする技術革新は目まぐるしく、さらにそれを受容する人々の価値形成が果たされたこともあり、人間関係を築いていくうえで必ず生じるはずの摩擦や葛藤といったことを事前の〈環境統制〉によって避けられるようになった、という点は大きいだろう。生活空間のあらゆる場所が、意図的に立入禁止・進入禁止になったり、空間として隔離されたりすることで、たとえば、間違えて危険箇所へ近づくことがなくなった、臭いを気にせず済むようになった、非効率な集団行動や他者との煩わしい干渉の時間が少なくなった、といったことは、現代に生きる我々一人ひとりが、実は日々経験していることなのである。

こうした環境管理型社会は、確かに安全で住みよい暮らしを保障してくれるかもしれないが、何度も強調するように、それで危険を皆無にできるわけではない。単に、次世代を担う子どもたちが生活する環境から必要以上の危険を取り除き、その場しのぎの、あるいは見せかけの安心を大人の側が得ているに過ぎないのである——もちろん「見せかけの安心」を利率的に享受するだけであるから、次の瞬間にはすぐさま「不安」が押し寄せるのだが——。本稿前半で確認した内容を踏まえるならば、このリスク回避型社会というのは、極度に「安全管理」にばかり関心が向き、もう一方の「安全教育」の重要性を見失いかけている社会、ともいえるのではないだろうか。

どうやら我々には、子どもの自主的な成長を長い時間待ち続けるという余裕がなくなってしまうらしい。先の「森のようちえん」の一般的特徴①から⑧を踏まえるならば、時間をかけじっくりと、子どもの自主的な遊びを最大限保障し、大人の側が危険の様々な意味・効用を理解し、そして何よりも子どもの力を信じる、といったことを忘れかけているのかもしれない。ましてや、真に「安全」を追求しているのならばまだしも、〈責任逃れ〉や〈不安回避〉といった大人の側の都合が優先した結果がリスク回避型社会なのだとしたら、これは見直さなければならないだろう。

おわりに

リスク回避型社会においては、子どもの危険に過敏に反応しそれらを取り除くことでしか、目前の不安を払拭し安心を手に入れられない、という大人の側の価値観が支配的である。だからこそ、これに抗う意味でも、「安全管理」を過度に強調する社会全体の風潮が、子どもの自主性や冒険心を奪ってしまっているという点を、しっかりと自覚しなければならない。そのうえで、極度に先回りし過ぎずに、子どもが危険を冒すゆとりを認め、場合に応じてしつけすることで危険回避能力を身につけさせていくという「安全教育」の意義を再認識する必要があるだろう³²⁾。

【註】

- 1) 藤田さつき「幼児用リード 安心?違和感?」『朝日新聞』2015年6月4日朝刊、東京本社33面。
- 2) 帯金真弓・藤田さつき「幼児用リード 私は思う」『朝日新聞』2015年7月8日朝刊、東京本社31面。
- 3) たとえば、イギリスの大衆紙The Guardianにおいて、「イギリスの子ども研究者を代表する一人」と称されるTim Gillは、『リスク回避型社会における成長』と冠した著作を刊行しており、その内容が多数の研究者に引用されている〔Tim Gill(2007). *No Fear: Growing up in a Risk Averse Society*. London: Calouste Gulbenkian Foundation.〕。この書では以下のような点が提起されている。①過保護な状態で子どもを育てる (bubble wrapping children) ことで、我々大人は、子どもが自分自身を守るために必要なスキルや回復力の発達を阻害してしまっている。②誰も大人が見張らずに子どもだけで遊ばせることに恐怖心を抱く親は、結局のところ、子どもの自由を制約し、身体的・精神的・情緒的な発達の機会を奪っている。③親たちは「誘拐事件」に対して最大の恐怖を抱いている。子どもの誘拐事件に関する過激な報道を受け、この種の事件が増えているという誤った印象を与えられている可能性がある。以上、<http://www.centreforconfidence.co.uk/docs/No-Fear-Summary.pdf> を参照。
- 4) Jennie Bristow(2014). *The Double Bind of Parenting Culture: Helicopter Parents and Cotton Wool Kids*. In E. Lee, J. Bristow, C. Faircloth, & J. Macvarish. *Parenting Culture Studies*. London: Palgrave MacMillan, pp.200-215. Helicopter Parentsは、日本語ではモンスターペアレンツに該当する言葉である。ただし日本では、モンスターペアレンツというが無理難題を押しつけ、我儘に自己主張を繰り返す人物として解釈されることが一般的だと思われるが、Helicopter Parentsによる理解だと、もう少し、子育てに積極的に善意をもって挑んだ結果が行き過ぎた監視体制になってしまっている場合を指すようである。このHelicopter Parentsに関する議論は、アメリカではMargaret K. Nelson(2010). *Parenting out of Control: Anxious Parents in Uncertain Times*. New York University Press. などの書籍のなかにも見て取れる。さらにこの本が、香港にある出版社、天窗出版社有限公司から、陳永財訳『親子親過龍——從監控到失控的父母』(2011年)として訳書も出されていることなども踏まえると、本稿における問題意識は、世界的な関心事であることに間違いはない。
- 5) 「自由に羽ばたける子ども (Free-Range Kids)」という言葉で本を上梓しているLenore Skenazyは、次のように書いている。「これはアメリカだけではなく、世界中の英語圏で起こっている変化のようです。オーストラリアの子どもたちも、ひとりりでバスに乗っていると、じろじろと見られます。カナダの子どもたちも家の中でテレビゲームをして遊んでいます。アイルランド人のある父親は、11歳の自分の子どもを近所の公園で大人の監視なしで遊ばせていたら、近所のある母親はそれ以来、息子をその家には遊びに来させなくなったと言います。その母親は、その父親のことを無謀な親だと思ったのでしょうか」(レノア・スクナーズ著、西沢有里監訳『自由に羽ばたける子どもを育てよう』バベルプレス、2013年、337-338頁〔原著: Lenore Skenazy(2009). *Free-Range Kids: How to Raise Safe, Self-Reliant Children (Without Going Nuts with Worry)*. San Francisco: Jossey-Bass, p.192.〕)。
- 6) 厳密に言えば、危険を意味する「リスク(risk)」と「ハザード(hazard)」を意識的に分けて表記することが必要なはいうまでもないが、本稿では、引用文や説明上必要な箇所などの整合性も踏まえ、「リスク回避(risk averse)」以外の言葉については基本的に「危険」と表記することで統一したい。参考までに、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(2014年6月)では、以下のようにリスクとハザードが定義されている。「子どもの遊びにおける安全確保に当たっては、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつでもあることから、事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザードとに区分する」と。ほかにも、「子どもは小さなリスクへの対応を学ぶことで経験的に危険を予測し、事故を回避できるようになる。また、子どもが危険を予測し、どのように対処すれば良いか判断可能な危険性もリスクであり、子どもが危険を分かっている行うことは、リスクへの挑戦である」とも書かれている。これは「遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性」として「ハザード」が定義されていることと比較すると理解しやすい (<https://www.mlit.go.jp/common/000022126.pdf>)。
- 7) 藤田和也「安全教育」『世界大百科事典(改訂新版)』2、平凡社、2007年、46頁。
- 8) 「安全教育」『ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典(第2版改訂)』1、ティビーエス・ブリタニカ、1993年、291頁。
- 9) 吉田瑩一郎「我が国の安全教育の歴史と展望 - 制度的視点から -」『安全教育学研究』第1巻第1号、2001年、3-17頁。吉田によれば、第2次世界大戦前の安全教育は「災害安全」中心であったが、第2次世界大戦後は「学校教育法」の成立によって「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図る」という学校教育の目標のもとに「安全教育」が展開されるようになったという。
- 10) これは、もともと2001(平成13)年に学校教職員用の参考資料として作成されていた『「生きる力」をはぐく

- む学校での安全教育」について、2009年前後に発生した事件・事故災害等の状況やその対応を踏まえ、さらに「学校保健安全法」および「学習指導要領」に則した内容とするために、2010年に改訂を行ったものである。「学校安全」に関する文部科学省の刊行物については、以下のサイトから入手できる (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm)。
- 11) 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』22-23頁。
 - 12) 渡邊正樹編『学校安全と危機管理〔改訂版〕』大修館書店、2013年、12頁。
 - 13) 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』23頁。
 - 14) 文部科学省「学校安全の推進に関する計画」2012年、6頁 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2012/05/01/1320286_2.pdf)。この計画は東日本大震災をはじめとする災害の教訓なども踏まえ、国が取り組むべき安全に関する教育の充実や、「学校安全」の推進などの具体的方策を盛り込んだものである。現在は、中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会において、「第2次学校安全の推進に関する計画」の策定について議論されている。
 - 15) 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』13-15頁。
 - 16) 現在では、幼稚園・保育所で実際に起きた事故を題材に、園側の考えと裁判所の考えを対比して掲載するような本も出版されている（高橋正人『裁判所がもどめる幼稚園・保育所の事故防止策』かもがわ出版、2015年）。ほかにも下記のような文献が参考になる。小澤文雄「保育活動にともなう事故と保育者の安全配慮義務－保育活動にともなう事故の判断の分析・検討を中心として－」『東海学園大学研究紀要 人文科学研究編』第16号、2011年、83-104頁。坂田仰・山田知代「幼稚園・保育施設における子どもの事故に関する裁判例の動向」日本女子大学大学院家政学研究科通信教育課程家政学専攻『樹下道（家政学専攻研究）』第3号、2011年、2-11頁。
 - 17) 保育における「安全教育」「安全管理」に着目するものとして、たとえば以下のような論文を参照のこと。近藤充夫「園生活と安全教育（総説）」日本保育学会『保育学研究』第35巻第2号、1997年、8-11頁。石川昭義・大野木裕明・伊東知之「保育士のヒヤリハット体験」『仁愛大学研究紀要 人間生活学部編』創刊号、2009年、39-52頁。長谷川万由美・森田香緒里ほか「保育所におけるリスクマネジメント－東日本大震災後の宇都宮市保育所の対応を中心に－」『宇都宮大学教育学部紀要』第63号第1部、2013年、1-12頁。
 - 18) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にも「幼稚園教育要領」とまったく同じ文言が見て取れる。該当箇所は、第2章「ねらい及び内容並びに配慮事項」第1「ねらい及び内容」領域「健康」である。
 - 19) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、2008年、80頁。
 - 20) 「整理整頓・片づけ」という設問も同じく55.7%で1位であった。次いで3位「友だちとのかかわり方」、4位「放射性物質の影響」、5位「ほめ方・しかり方」と続いていく（ベネッセ教育研究開発センター『第4回子育て生活基本調査報告書』2011年、18頁）。
 - 21) ベネッセ教育研究開発センター『第4回子育て生活基本調査報告書』16頁。
 - 22) 矢橋昇「交通安全教育の課題——家庭の躰（2）危険に対する感受性を育てる」『交通安全教育』No. 438、2002年10月、25頁。
 - 23) Jane Williams-Siegfredsen (2012). *Understanding the Danish Forest School Approach : Early Years Education in Practice*. Routledge, p.8.
 - 24) Sara Knight (2013). *Forest School and Outdoor Learning in the Early Years*. 2nd Edition. Sage Publications, pp.18-20.
 - 25) Jane Williams-Siegfredsen (2012). op.cit., pp.54-55.
 - 26) Rebecca Wicks (2011). *Forest School and Looked After Children*. In Sara Knight (Eds.), *Forest School for All*. Sage Publications, p.156.
 - 27) Ken Finch (2016). *The Risks and Benefits of Nature Play*. In David Sobel (Eds.), *Nature Preschools and Forest Kindergartens*. Redleaf Press, pp.138-139.
 - 28) 小笠原文孝・根上優ほか「保育環境の整備とリスク・ガバナンスに関する研究」日本保育協会『保育科学研究』第1巻、2010年、127-129頁。
 - 29) 品川不二郎「事故を防ぐ家庭のしつけ－安全教育における家庭のしつけ－」『児童心理』第19巻第9号、1965年、55頁。
 - 30) Frank Furedi (2008). *Paranoid Parenting: Why Ignoring the Experts May Be Best for Your Child*. 2008 Edition. London and New York: Continuum, pp.2-4.
 - 31) 拙著論文「なぜ『しつけ』に悩まされるのか」『仁愛女子短期大学研究紀要』第47号、2015年、63頁以降参照。
 - 32) もちろん、「安全管理」を怠っても構わない、という話をしたいわけではない。交通事故や水の事故、遊具等での事故といった子どもの「不慮の事故」が少しでも減少するように様々な活動が必要なことはいうまでもない。たとえば、松野敬子『子どもの遊び場のリスクマネジメント－遊具の事故低減と安全管理－』（ミネルヴァ書房、2015年）といった良書が数多く出版されることで、議論が活発化していくことを望みたい。

【参考文献】

- ・大谷亮ほか編『子どものための交通安全教育入門』ナカニシヤ出版、2016年。
- ・田村佳世「保育における子どもの安全・危険に関する研究動向」『愛知教育大学 幼児教育研究』第18号、2015年、79-86頁。
- ・Helene Guldberg (2009). *Reclaiming Childhood: Freedom and Play in an Age of Fear*. London and New York: Routledge.